

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 田 中 久 義

<p>路線名</p>	<p>さいたま東村山線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>新座市新堀二丁目一七五番五地先から 同市新堀三丁目一番一地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和七年四月一日</p>
<p>備考</p>	<p>平成三十年四月十日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長八九七・九一メートル</p>